

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名および住所

松下電建株式会社  
岐阜県飛騨市神岡町船津1478

2 指名停止措置の期間

平成24年4月12日～平成24年5月11日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

松下電建株式会社の高山支店の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事すべきところ、一定期間、専任しているとは認め難い状態にあった。

このことが建設業法第15条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、平成24年3月6日、建設業許可部局である中部地方整備局より、監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止措置理由

このことが「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）における、別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

○「工事請負 契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ】

中部森林管理局経理課  
直通：050-3160-6527  
担当者：土屋 正泰